

# 関西労災職業病

12月、1月合併号  
(通巻第150号)

関西労働者安全センター 1987.1.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕郵便振替口座 大阪6-315742

200円

- 年頭にあたって運営協議会 議長 山本敬一…… 1  
事務局長 紙谷英信…… 2
- 針・灸訴訟…… 5
- 1/30針・灸訴訟を支援する結成集会へ…… 7
- 今年の焦点労基法改正問題…… 9
- (医)南労会10周年  
あらたな10年に向けて出発を…… 13  
(医)南労会理事長/松浦 良和
- シリーズ** 保育労働者の職業病(1)…… 15
- VDT労働…… 17  
ディスプレイ、キーボードをチェックしてみよう
- 前線から(ニュース)…… 21
- 学習のページ**  
胸部レントゲン撮影を考える(3)…… 29
- ゆき道かえり路(番外編)…… 32

# 闘い甲斐のある一九八七年

—— 生命と暮らしを守る運動を ——

運営協議会 議長 山本 敬一

八七年は日本の政治・経済総ての面に於いて、昨年の困難にも増して一層激動の年にならざるを得ない危機をはらんでいます。それは、中曽根の超反動、反国民的な「戦後政治の総決算」路線をしゃにむに突っ走る断末の政治と円高不況、日本を支配してきた独占基幹産業、鉄・石炭・造船、そして不動の電機・自動車です。膨大な人員整理を強行することによって独占の危機的不安をきり抜けようとしていることによって明らかです。国家秘密法の強行、労働運動の右転換と大量の失業者の続出は人間の最も尊厳な「生命と暮らし」を最大に犠牲に供して顧みない時代

を作り出すからです。

正に一九八七年は最悪の年になる危険をはらんでいます。

労働運動の第二軍的陣列にあった、労働安全センターが否応なしにその闘いの尖兵的角色を果たさざるを得ない立場に押し出されて行くことは必至です。

闘う部分と闘わずして資本に降伏する部分がかっきり浮かび出てくる八七年です。その闘う運動と結合して「労働災害・職業病闘争」という人間の尊厳を掲げた闘いがあるので

す。その闘いの中で着実に運動の発展と組織の拡大をものにして行かねば

なりません。その意味に於いて八七年は私達安全センターの活動の面からは希望大きい年でもあります。それだけに、この運動にたずさわる活動家達は安易な態度を許されません。個々の闘いは総て、中曽根の超反動政治、反国民的危険な政治路線やこれに妥協する「労使強調路線」と対決して闘うこととなります。その困難性は一通りのものではありません。皆、団結してその困難と闘う決意が要求されている八七年です。

労働運動の面でも、安全センターの運動の面にあっても、闘い甲斐のある年です。しっかり頑張ろうではありませんか。

・年頭にあたって・

# 労災職業病闘争の更なる前進を！

事務局長 紙谷 英信

状況は  
きびしいが……

一九八七年早々のある新聞に「労働界にとって、今年はさまざまの意味で転機を迎え、労組の力量や存在意義が根底から問われる試練の年になりそうだ」と記されていた。立場の違いこそあれ、資本家から労働者まで多くの人たちが、このような思いを巡らせているに違いなからう。

この間マスクミは、国鉄の分割民営化にともなう大量の余剰人員の問題、三菱高島炭鉱をはじめとする相次ぐ炭鉱の閉山、そして円高による鉄鋼

業界の一時帰休や要員調整等々を連日のように報道している。しかし、このような情勢もある意味では資本家にとっては絶好の機会到来と言えまいか。資本家にとって最も重要なことは労働者を自分の意志のままに働かせるということであり、そのためにはあらゆる手段を使って労働者の結びつきを破壊しようとしてくる。彼らはよく言う。「日本の製品が売れないのは、おまえら労働者の賃金が高いからや」、「労働者が飯を食えるのは会社があるからや、会社がなければ飯は食えんやろ、だから会社のために我儘しろ」と。なるほど一理ある。しかし、そこでちょっと考えてみると、「厳しい、厳しい」

というマスクミの報道を裏であやつっているのは資本家で、その当の資本家の真の狙いは、そうした、世論を利用して労働者を自らの意にそっぽットにしようとしているのではないかと疑ってみたくなる。たとえば、日本は諸外国から金持ちだと言われる、そして今ではわれわれ労働者に対しても「働きすぎ」「金のためすぎ」と非難される。「働きすぎ」というのは理解できるが、「金持ち、金のためすぎ」というのは、なんとも理解し難い。金のある、なしは生活をみて判断してもらいたいものだ。どのようにみれば、日本の労働者が、楽な生活、余裕のある生活をしているとみえるのだ、

と最初腹が立った。しかし、そこでもう一度考える。一九八五年度の黒字は五五〇億ドルという。となるとやはり日本は金持ちなのか。ある特定の資本家が外国に金を流しているのか、あるいは持っているのかは分からないが、国という単位で見ればやはり日本は金持ちなのだ。ただそれが労働者を潤していないだけのこと。

こんなことを考えていると、日本の労働者は資本家に何もかもだまされているようで、いつの間にか洗脳されているような気がしてなんとも淋しいかぎりである。

## いのちと健康を 基本にすえて

あれやこれやで一九八七年が明け、いくらか文句を並びたてようと、あの新聞が書いていた「試練の年」にな

ることだけは確かなようである。今日よく耳にする「深刻化する雇用・失業問題への対応が最大の課題である」と。しかし、雇用・失業問題に立ち向かうにも、会社が生き残るためにはやむなしという、最初から資本に妥協する思想では到底立ち向かうことはできない。それはここ数年「労資協調」という傾向が強まった中で、とりわけ昨年の雇用、失業問題がますます深刻化してきたことでも証明されている。事実、人員合理化はますます進行し、一時帰休、「希望」退職者は増加する一方である。それも人員合理化の対象となるのは、あらゆる企業、職場を通して、その企業の成長を底辺で支えてきた中高年労働者である。その上、人員整理にあたってまずその対象となるのが資本と対決しようとする組合活動家であるということからも資本家の本音がうかがえようというもの。

そんなこんなで、一九八七年の年

明にまず肝に命じなければならぬのは、労使協調だけでは雇用さえも守れないということであろう。

ところで、労災職業病問題はどうか。この一年の安全センターの活動から考えてみて、確かに労災職業病闘争 生命と健康を守る闘いは拡大されていっており、いわゆる「厳しい時代」にあって自らの生命さえおびやかされているという危機感はいよいよ激に広がっていているようである。しかしながら全体から見ればまだまだ運動の範囲は狭い。その原因について考えてみると、こういう時代であるがゆえに、労働条件、労働環境、身体の心配などはさておき、とにかく働くこと、働く場所があることがまず大事、その他は第二義的な問題だ、という考えが広がっているのではないか。確かにそうだ。私自身もよく自問する。労働者に「闘え、闘えとおまえは言うが、闘った結果会社が倒産したら、おまえはわしの家

族のめんどろをみてくれるのか？」  
と言われたとき、どう返答しようか  
と。生半可な態度でその労働者に立  
ち向かえるはずはないのである。

しかし、しかしだ。そのような思  
想は、行き着くところ、労働者の闘  
いは会社・企業の景気がよくてはじ  
めて存在する、という思想につな  
がる。これでは闘い得ないということ  
だけは頭に入れておきたい。労災職  
業病闘争においても然りである。労  
災職業病闘争を推し進めていくと資  
本家の出費は増加していく。つまり  
労働災害・職業病を未然に防ぐとい  
うことが闘いの基本であり、それを  
するには職場の環境、設備等あらゆ  
る有害要因をとりのぞくための安全  
衛生面の改善が要求されるからであ  
る。

いかにかくあるべき態度について  
述べようとも現実のしんどさには変  
わりはない。一九八七年が「労組の  
力量や存在意義が根底から問われる

試練の年」ならば、安全センターに  
とつてもまた同じであるう。安全セ  
ンターは、今後とも、労働者と専門  
家の共闘機関としての機能をフルに  
発揮し、労働者の立場に立って、資  
本とは独立した自主的力による安全  
衛生運動を推進することが、その基  
本的立場であることを再度確認し、  
今年も頑張っていきたい。



労働者住民医療機関連絡会議 機関誌

(季刊)

# 労働者住民医療

◆年間購読料 3000円

連絡先 大阪市港区弁天2-1-30 医療法人南労会松浦診療所内  
TEL (06) 574-8010

## 「はり・きゅう」訴訟

「これまで  
6回の法廷」

# でたらめな 国側の主張

労災保険による針灸治療制限反対、「三七五通達」撤回を求める行政訴訟を一九八五年十一月二十一日に大阪地裁に提起して、早一年と二ヵ月が経過した。翌八六年一月十七日の第一回法廷以降、現在まで六回の法廷が開かれている。また、同趣旨の裁判闘争が神奈川でも行われており、九回の法廷を数えているが、これについては、また別の機会に紹介する予定である。

## 労災保険6ヶ月 が限度のウソ

これまで被告国側より提出された書面内容を整理すると、およそ以下の二点にまとめることができるだろう。

(1) 労災保険による針灸治療の期間は、三七五通達実施以前は、健康保険に準じて、六ヵ月を限度として認めってきた。しかし、三七五通達実施以降は、最長一年まで拡大したものである。

(2) 針灸治療の効果については科学的に証明されておらず、その存否は定かでない。効果がはっきりしていない治療の方法に労災保険を給付するか否か、給付するとしてもいつまでするか、についての決定

権は政府にある。

そのほかにも国側の主張は多くの矛盾点を含んでいるが、ここでは(1)、(2)についてだけ述べておきたい。

まず、(1)について、国側は健康保険の六ヵ月をこえて施術を行っているた地域は、あたかも提訴した大阪と神奈川のみのごとく主張しているが、これは、まったく事実と反する。神奈川の法廷において、当初、国側は「通達実施前においては、労災保険の取り扱いにおいて、はり・きゅうの施術期間の制限として明確に定められたものがなかった」と認めていたのである（現在国側はこの内容を撤回している）。我々の調査でも、三七五通達実施前に六ヵ月で治療を打ち切っていたという事実は見つからない。つまり、国側が主張するように、一九八二年五月の三七五通達の実施をもって六ヵ月を限度としていた施術期間を一年へ拡大したものであるというのは、まったくの

でたらめである。事實は、通達実施前は、個々の患者・被災者の症状に  
応じ主治医の判断により無期限に行  
われていたのである。

## 国にとって重要

なのは

## 給付削減

次に(2)についてであるが、この内  
容が本訴訟の最大のポイントとなる  
ことが予想される。

まず、国側は労災保険の療養給付  
の対象とされものとして、およそ以  
下二点を述べている。

①客観的公正な医学（西洋医学をい  
う）上一般的に認められた療養方  
法（「療養方法としての一般性」）

②西洋医学において「治ゆ」に向か  
って効果があると一般的に認めら  
れたもの（「効果の客観性」）

そして次に具体的に針灸治療の評  
価に関して国側は以下のように述べ

ている。少し長文であるが、この際  
引用しておく。

「はり・きゅうの施術は、西洋医学  
において一般的に認められた治療法  
ではなく、最近に至り、ごく一部で  
試みられているにすぎず、また、西  
洋医学において「治ゆ」に向かって  
の客観的効果があるとの一般的評価  
が定まっているわけではなく、痛み  
を和らげるなどの対症療法として、  
人によっては効果がある場合があり  
うるとされているだけである」と主  
張し、またそれに加え、こうも述べ  
ている。「効果があるように見える  
場合も人間の心理面、社会的側面に  
よる影響のためではないかとの疑念  
が残りうる」と。

これらの国側主張を読まれて読者  
はどう思われるであろうか。「なる  
ほど」と納得する人が一人でもおら  
れるであろうか。今回の打ち切り攻  
撃でも国側にとっては、とにかく労  
災保険の給付をいかに削減していく

か、に真の狙いがあるのであって、  
「針灸治療の効果の存否」を云々す  
ることは彼らにとっては方便に過ぎ  
ない。であるがゆえに、平気でなり  
ふりかまわず、身勝手な論理をデッ  
チ上げることができるのである。

われわれは、このような国側の、  
権力をかさにきて、目的のためなら  
手段を選ばずという態度、主張を決  
して許すことはできない。



# 労災医療へのしめつけはり・きゅう治療打ち切り反対！

## 130 はり・きゅう訴訟を支援する会 結成集会

労災保険によるはり・きゅう治療を最高一年までと制限した「三七五

通達」(一九八二年五月三十一日付)

の撤回を求める行政訴訟も、一昨年十一月二十一日に大阪地裁に提訴以來はや一年が過ぎました。この間、

開かれた六回の法廷には多くの傍聴者がつめかけ、支援のみなさんに支えられ、闘いを継続してきました。

そこで、今後も更に闘いを強化、

拡大していくためにこの一年の闘いの経過報告を行うとともに、再度、

この闘いの意義をみなさんと確認する意味で、きたる一月三十日に、左

記の要領ではり・きゅう訴訟の支援集会を開催し、支援する会の結成を

行いたいと考えますので多くのみなさんに参加を訴えます。

御存知のように、この一年の間に

労働行政の反動化はますます進行し、なかでも職業病に対するしめつけ攻撃にはさまざまのがあります。

昨年夏には「長期療養者」(労働省は一年あるいは一年半以上の療養者を勝手にこう呼んでいます)に対する補償の打ち切りがありました。あ

る医療機関においては、一度に数十

名の被災者を打ち切るという暴挙におよんでいます。また振動病においても、二年あるいは四年で一切の補

償・治療を打ち切ろうとしてきています。この振動病打ち切りにおいて

は、政府・労働省は自らの意のままになる御用医学者八名を集め「二年

以上治療を行っても効果はない」などと、まったく医学的根拠のない主張をデッチあげさせ、打ち切りをむりやり強行しようとしているのです。

言いかえれば、実際に患者を治療している主治医の意見、あるいは患者自身の声を一切無視するという傾向がますます強まってきています。

このような労災被災者切り捨ての

傾向は、「三七五通達」はり・きゅう治療の一年打ち切り攻撃が一つの大きな契機となつていると言える

でしょう。本通達以降の政府・労働省の労災補償早期打ち切り政策にい



かに歯止めをかけるか、この点にこそ今回の裁判闘争の意義があると考  
えます。

多くのみなさんに本集会への参加  
を呼びかけるとともに、今後更に闘  
いを強化拡大していくための御支援、  
御協力をお願いします。

第一回安全衛生セミナー

## VDT労働の安全衛生対策

—— 次頁 資料 集 ——

(内容) ①VDT労働問題の現状、②VDT労働によ  
る健康障害、③VDT労働の作業条件・作業管理

…… 学習会テキストとして御利用下さい。

B5版69頁 印刷実費二五〇円×冊数+送料二四〇円  
安全センターまでお申し込み下さい。

日時 1月30日午後6時より

場所 大阪府立労働センター

五階研修室

主催 総評大阪地域合同労働組合

関西労働者安全センター

白ろう病の実態を

赤裸々に証言

—— 白ろう病患者、家族の手記集 ——

# 山峡なに哭く

頒価 一〇〇〇円 (送料別) 発行 全国山林労組

安全センターで取り扱います。

## 労働者に負担をおわせる

# 労働時間規制の大幅な弾力化容認

## — 中基審建議 —

昨年十二月十日、労働基準法の抜本改正案づくりを進めていた労働大臣の諮問機関「中央労働基準審議会」は総会を開き、「労働時間法制等の整備についての建議」を労働大臣に提出した。内容は、すでに新聞等で明らかにされているように、①法定労働時間週四十時間を時間短縮の目標として明記②しかし、実施については当面は四十六時間と定め、次いで四十四時間と段階的に移行③年次有給休暇の最低付与日数を六日から十日へ引き上げること引き換えに、法的規制の弾力化（現行四週間単位の変形制に加え、一ヵ月、三ヵ月単位の变形制、日によって業務の繁閑の差のある業種での一日二時間までの残業代なしの時間延長——非定型の変形制、零細商業・サービス業での「手待ち」時間を実際の時間より少なく「換算」する措置、フレックスタイム制等）の導入となっている。

この「建議」は、昨年の十二月に出された、労働大臣の私的諮問機関である労働基準法研究会の「労基法全面改正」報告（労基研報告）を受けてなされたもので、同報告では「先進国の一員としてよりふさわしい水準とする」などのために「労働時間の短縮をはかる」のが「改正の基本的視点」だと述べている。しかし、今回の内容では現行労基法の長時間労働、違法な不払い残業などを改善するどころかむしろ拡大するような内容になっている。

「建議」の内容で最も問題なのは「弾力化」である。週四十時間という具体的数字が示されたものの、例えば三ヵ月単位の变形労働時間制の場合、忙しい月には十時間働かせても、他の月に六時間労働にしておいて三ヵ月の合計労働時間が週平均四十時間内に収まれば、残業代を払わなくてよいことになる。そうすると、すでに所定労働時間の短縮が一定進

んでいる企業では、時短が進まないまま「弾力化」だけがつまみぐいされることになってしまふ。結局、「弾力化」によって、欧米の水準に

近づけるといふ目標には相反し、労働者の生活、健康に大きな悪影響を与えることになってしまふのである。

## 労働時間の短縮を――

### 労働時間問題研究

#### が提言

こうした、労働時間をめぐる問題について、昨年五月に様々な分野の

研究者約一七〇人で組織された「労働時間問題研究会」は、十月中中央労働基準審議会に「労働時間を本格的

に短縮するために」と題する提言を提出している。これは、同研究会が、

これまで積極的に開催してきた研究会やシンポジウムなどで積み重ねてきた討議をもとに、「労働時間の大幅短縮と労働生活の人間化」を基調スローガンとしてまとめたものである。提言ではこれについて以下のよう

に述べている。

「第一に、労働者の健全な心身の

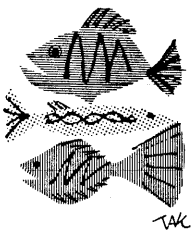
確保、健康の維持という視点から労働時間を考えるということである。これは人間そのものの健康を基準としてとらえるといふいわば健康論の視点である。

第二に、家庭生活、地域生活、社会生活とのかかわりのなかに、労働時間のあり方を位置づけるといういわば人間のくらし、すなわち生活論の視点であるが、具体的には男女ともに職業生活と家族生活を調和させるとともに、地域・社会への参加を可能にする労働時間を基本とすべきである。

そして重要なことは、以上のふた

つの視点を並列的にではなく、両者を不可分一体のものとして統合してとらえるということであり、われわれはこれを『労働生活の人間化』の視点として提起しているのである。このような視点にたつて提言は、「弾力化」の容認を厳しく批判している。

今後、労働省の動きとしては、建議をもとに法改正案要綱を作成し、再び中基審に諮問した上で通常国会に提出という急ピッチの作業が予定されている。労働者や市民の側からの取り組みの強化が極めて重要な課題となっている。労働時間問題研究会の提言などを材料に、各職場、地域で論議を広めてゆくことが求められている。



- (4) 手待時間が多い等労働の態様に特殊性を有する一定の零細規模の商業・サービス業に対する法定労働時間の適用については、手待時間を含めた週45時間を越える一定の時間を週45時間と評価するような換算的な取扱いをする。
2. 労働時間についての法的規制の弾力化について
- (1) 変形労働時間制の最長期間については、業務の繁閑の周期が必ずしも週単位でないこと等から、通常の賃金計算期間である1ヵ月とすることを検討する必要がある。
- (2) 変形の周期をより長時間とすれば、特に季節によって業務の繁閑の差が大きい事業にあっては、各種の週休日制等を組み込んだ労働時間のより効率的な配分が可能となり、所定労働時間の短縮が期待できることから、労使協定その他一定の要件の下に最長3ヵ月程度の変形労働時間制を認める。
- (3) 日によって業務の繁閑の差が大きく、かつ、1日当たりの労働時間の配分をあらかじめ特定することが困難な一定の規模・業種の事業について、労使協定、事前通知等一定の要件の下に1週を単位として法定労働時間の範囲内で就業規則等であらかじめ定型的に定めることなく1日の労働時間を2時間を限度として延長することを認める。
- (4) 就業規則等により制度の枠組みを定めること、その枠組みの範囲内で各労働日、各労働週等における労働時間について、労働者本人の自主的な決定が担保されていること等を要件として、フレックスタイム制を認める。
3. 年次有給休暇について
- (1) 最低付与日数を現行の6日から10日程度とする。  
なお、一定規模以下の事業については、最低付与日数の引上げを経過的に適用していく。
- (2) 年次有給休暇制度の趣旨に沿って年次有給休暇の消化が促進されるようにするため労働者の病気その他個人的事由による取得のために留保される一定の日数を越える日数について労使協定による計画的付与を認める。
- (3) パートタイマー等1週又は1ヵ月の所定労働日数が通常の労働者に比して少ない労働者の年次有給休暇については、その所定日数の比率に応じた日数とする。
- (4) 個人的事由による取得のために留保される一定の日数について、労使協定による半日単位の付与を認める。

4. 時間外労働及び休日労働について

- (1) 法定休日労働の割増賃金率は、週休日は通常の労働日とは異なる性格の日であり、その趣旨、労働者に及ぼす負担等から時間外労働の割増賃金率より高いものとする。
- (2) 割増賃金の基礎となる賃金については、具体的な住宅事情に応じて支給される住宅手当を除外すべきである。
5. その他について
- (1) 事業場外労働及び裁量労働については、これらの業務に従事する労働者の実態に即した合理的な労働時間の算定が可能となるよう、労使協定によるみなし労働時間制を認める。
- (2) 自動車運転手については、その実態を踏まえた上で、27通達を法制化することの是非を含め、その特性に応じた労働時間の規制のあり方を検討する。

# 労働時間短縮への提言

編：労働時間問題研究会

発行：第一書林

労働時間問題をめぐる動向を解説

A5版二一六頁 頒価一三〇〇円

安全センターまで

## 《資料》中央労働基準審議会の建議

労働大臣 平井卓志殿 昭和61年12月10日  
中央労働基準審議会 会長 白井泰四郎

### 労働時間法制等の整備について（建議）

当審議会は、昭和61年3月より、労働時間法制等の整備について、労働時間部会及び就業規則等部会を設け鋭意審議を行ってきたが、今般利紙のとおり両部会の報告がとりまとめられた。

当審議会としては、この報告の趣旨に沿い、併せて審議の過程で出された労使各側委員の意見も充分しん酌しつつ、労働基準法の改正その他所要の措置をとることが適当であると考えてるので、この旨建議する。

昭和61年12月3日

中央労働基準審議会会長 白井泰四郎殿  
中央労働基準審議会 労働時間部会長 辻 謙  
中央労働基準審議会 就業規則等部会長 和田勝美

### 中央労働基準審議会労働時間部会及び 就業規則部会における審議結果の報告

中央労働基準審議会労働時間部会及び就業規則等部会は、労働時間法制等の整備について意見をとりまとめるため、労働基準法研究会報告及び労使双方の意見を踏まえて審議を行ってきたが、このたび下記のとおりその結果をとりまとめたので報告する。

#### 記

#### I. 労働時間関係

##### 1. 法定労働時間について

- (1) 週40時間労働制を法定労働時間短縮の目標として定める。
  - (2) 当面の法定労働時間は週46時間とし、なるべく早い時期に週44時間とする。
  - (3)イ 中小企業等に対する新たな法定労働時間の適用については、一定の猶予期間を置く。  
ロ 零細規模の商業・サービス業等については、労働時間の換算的な取り扱いをする。
- ##### 2. 労働時間についての法的規制の弾力化について
- (1) 次の要件で3ヵ月単位の変形制を設ける。  
3ヵ月平均で1週40時間以下(300人以下の規模にあっては44時間以下)で、労使協定による。
  - (2) 次の要件で1週間単位の非定型的変形制を設け

る。

一定の業種・規模の事業について、1週44時間以下、1日10時間以下で、労使協定による。  
なお、労働者に対する事前通知を要する。

- (3) その他フレックスタイム制等についてはおおむね労働基準法研究会報告どおりとする。

##### 3. 年次有給休暇について

最低付与日数の引上げ、労使協定による計画的付与、パートタイム労働者に対する比例付与については、おおむね労働基準法研究会報告どおりとする。なお、最低付与日数の引上げについては、中小企業には相当の猶予期間を置く。

##### 4. 時間外労働及び休日労働について

従来どおり労使の自主的努力に委ねることとするが、現行の時間外・休日労働協定締結についての指針に年間の時間外労働時間数の限度を加えることを検討する。

##### 5. その他について

- (1) 事業場外労働、裁量労働についての労使協定によるみなし労働時間制についてはおおむね労働基準法研究会報告どおりとする。
- (2) 自動車運転手の労働時間等の規制に係る問題については、関係労使等を加えた検討の場を設けて引き続き検討する。

#### II. 就業規則等関係 — 略 —

1. 就業規則について
2. 賃金、退職手当の支払いについて
3. 退職手当の保全措置等について
4. その他について

(参考) 労働基準法研究会報告

「今後の労働時間法制のあり方について」(要旨)

(昭和60年12月19日)

##### 1. 法定労働時間について

- (1) 今後の労働時間法制の基本的方向としては、労働時間の規制は1週間単位の規制を基本として1週の労働時間を短縮し、1日の労働時間は1週の労働時間を各日に割り振る場合の基準として考えていくことが適当である。
- (2) 1週45時間、1日8時間
- (3) 事業及び労働の態様、労働時間の実態等に応じて、一定規模以下の事業については合理的な範囲内で、相当の期間をかけて、経過的に新たな基準を適用していく。

# 医南労会設立10周年

## 新たな10年に向けての出発を

医療法人南労会理事長 松浦 良和

働く者の手で  
できた診療所

十年前、節約に節約を重ねて建てた、今から言えば安普請の木造二階建の診療所は、その当時の私達にとっては、何物にもかえがたい素晴らしい城でした。六名の職員は皆素人同然で、思いがあふれて患者さんに「又、どうぞ」と言ったあとで、どこかおかしいと気付くメンバーでした。しかし、働く人々の力で建てられたこの診療所にかける熱い思いは誰にも負けない力強い仲間達でした。

私達の何よりの誇りはこの診療所が、上からの力ではなく、現場で額に汗して働く人々が力を合わせて作り上げた「働く者の手による、働く者による、働く者のための」診療所だということでした。

開院当日から三十名をこえる患者さん達が来院され、温かい励ましの言葉を受けての出発でした。デモで負傷した人の治療や、争議中の職場への出張診療や、ハンスト者の健康チェック等に、日常診療以外の時間も休む間もない目まぐるしい毎日が続き、あっという間に、職員の数も増え、木造の診療所もすっかり手狭になってしまいました。当初の職員

の自己犠牲の上に成り立っていた労働条件についても、改善できる余裕ができたのは、やっと普通の医療機関並になれたのは、開院後三年目のことでした。

常に原点から  
展望を拓く

三年目以降は、診療所の規模も内容も飛躍的な発展を挙げますが、その基礎は、この三年目までの苦労の中で育まれました。健診部の設置、分析部門の新設、隣接地への拡張新築それらに伴う職員の増加が続き、

順風満帆と言える状況でした。しかし、常に矛盾はこの様な好況期に芽ばえるもので、内部的には職員数が三十名に達した時期には、今までの家族的運営、肌と肌が触れ合う関係は既に望み得なくなり、より組織的、計画的な運営が必要となってきたおり、また外部的には、政治の反動化の波が労働行政にも及び、更に労働運動にも右傾化の波が押し寄せようとしていました。

量的拡大は質的転換をも不可避とするにも関わらず、質的転換の方向性が見出せないままに矛盾が拡大していったのがこの時期の最も根本的問題でした。その一つの解答が、労働組合の結成と経営委員会の再編による労使関係の確立であった様に思われます。紀和病院の建設と立ち上がり、松浦診療所にかげられた一点単価引き下げと長期被災者の打ち切り攻撃、それらに伴う極めて激しい経営危機がこの矛盾を一気に激化さ

せました。

しかし、この間の職員の必死の努力と運営委員会に結集する働く人々の正しい指導とおしみなない支援協力により、最大の危機は乗り切りました。まだまだ胸つき八丁が続きますが、明るい展望が開けてきています。苦しい時や困難にぶち当たった時や、道に迷った時には常に原点に立ち戻ることが最良の選択です。南労会設立の原点を再度見つめ直すことによって、今後の新たな展望を切り拓くことができるでしょう。

### 新たな十年へ 着実な前進を

私達南労会は「働く人々とその家族、及び働くこうにも働くことのできない弱い立場の人々の命と健康を守り育てていくための医療の実現」を目指してきました。それは具体的に

は、地域医療や職域医療、労災、職業病医療として表現されます。金もかけ医療やそのための薬づけ検査づけ医療とは、私達は無縁の立場です。又一方では大学や大病院で見られる高度大規模医療を目指すものでもありません。私達はあくまで地域や職場と密着し地域住民や働く人々と共に力を会わせて医療を作り上げていく決意を固めています。

紀和病院は今、振動病患者の医療と生活を守るために、又地域住民の切実な医療要求にこたえるために、その力を発揮し得る基盤が確立してきました。一方、松浦診療所では、中小企業や日雇労働者の健康を守るための砦としての重要性が一層高まってきました。又、農薬被害を防ぐための全国唯一の農薬分析センターとしての役割も期待されています。新たな十年に向けて、南労会の着実な前進が始まっています。

# 保育労働者の職業病①

はじめに

## 職業病斗争の強化をめぐって

保育労働者の労災・職業病といえ  
ば、「頸肩腕障害（ケイワン）、腰  
痛症」が代表的ですが、そのほか、  
常時子供に対して語りかけ、指導す  
るといふ労働形態を原因とする「声  
帯ポリープ」なども職業病といえる  
と思います。また、そうした職業性  
の疾病が表面化してくるまでのベ  
ースとして、慢性的な疲労状態がある  
ことを見逃してはなりません。

保育労働者の労災職業病闘争は、  
職業病が多発する、そのやむにやま  
れぬ状況の中から出発した、「権利  
闘争」として今日に至っています。

その歴史の中では、様々な闘いが  
展開され、多くの貴重な成果が得ら  
れてきました。労災認定。企業内補  
償としての時間内通院保障等の制度  
の獲得。ケイワン、腰痛の特殊検診  
の実施。協力的医療機関と連係をと  
った（治療）（予防）の取り組みな  
どがそうです。

しかし、残念なことに、多くの未  
組織民間保育労働者を中心に、厳し  
い労働条件下において身体を損なっ

たときは、休みがちとなり、結局、  
自己都合退職に追い込まれるケー  
スが多くあります。だからと言って、  
無論、組織労働者の権利が保障され  
ているわけではありません。さきほど  
あげた、企業内補償など各局面にお  
いてひとつずつ積み上げてきている  
わけで、時間内通院の治療費負担に  
しても、健康保険を使用した自己負  
担となっていることが殆どでしょう。

ところで、保育労働者をめぐる状  
況は相当なものがあります。福祉切  
り捨て政策の下、保育所に対する国  
の補助金大幅カット、子供数減少を  
「理由」とした定員削減あるいはパ



ト化の推進など基本的労働条件の切り下げを、使用者側は次々と打ち出しています。こうした状況は、民間、公立を問いません。一方、保育の現場においては長時間保育、○才保育、障害児保育が導入されてきており、その意義とは別に、これが労働強化となり、守らなければならぬ労働者の健康が脅かされてしまう結果を引き起こしています。職業病発生の経緯をみても、就職して数年、○、一才児を担任した時発症するというケースが多くみられます。

こうしたなかにあつて、まだまだ課題の多い労災職業病への取り組みをなお一層強めていくことは、難しい分だけに重要なのではないでしようか。

以上のような認識に立って、今回、シリーズ『保育労働者の職業病』を企画しました。これまでもすぐれた書物、パンフが出版されており、「いまさら」の感もありますが、あ

えて、はじめることにしました。内容的には、職業病を、医療、労災認定、労働条件・労働環境、保育労働の内容、運動論その他様々な観点からみていきたいと考えています。関係労働組合、医療機関の御協力を得ながらやっていきたいと考えておりますので、その面でもよろしく願います。

## 職業病ではない!? という偏見

現在、保育労働者のケイワン、腰痛症の労災認定に関して、認定機関である労働省、地方公務員災害補償基金（基金、と略す）は、職業病の実態とかけはなれた態度をとっています。

労働実態との関係でいえば、「ある一定の基準（平均的労働量、人員配置基準、保育室面積など）との比較をして、それを上回っていないと

認定しないというものです。いわゆる「過重性」の考え方です。詳しくは次号以下で解説していく予定ですが、要は、「現在の平均的労働においては職業病は発生しない。」ことを前提に置いているのです。

具体的に、ある被災者Aさんに対して、基金支部審査会（基金支部で「公務外」にされた場合、不服審査を請求するところ）が出した「棄却（公務外）」決定書は棄却理由を次のようにいっています。

①上肢または腰部に影響を与える作業はあるが、長時間連続して行われるものではなく、毎日の保育業務の予定に従い断続的に行われるものであって、過度の負担があったとは認められない。（負担労働であることの否定）

②保母配置基準及び部屋面積等施設基準を満足していた。（基準は、病気になる基準ではない）

③長時間保育に伴う変則勤務は負担

にならない。

④休憩時間は、全員一斉の取得も、自由な利用もできにくいとは認められるが、疲労の回復に必要な程度の休憩は適宜取得できていた。(休憩にはなっていないのが実態)

\* ( ) は、筆者

ほかにも、年休をよく消化している

ことも、棄却理由にされることが多くあります。このような、形式論理がまかり通っているのが実情です。もちろん、民間と比較した場合の基金の反動性、非民主性については目に余るものがあります。が、基本的

な点は、民間も同じです。

これらの点に加えて、結婚、出産などを発病理由に、根拠もなく持ち出してくるケースも少なくありません。こうして、多くの労災が認められない現状があることを、まず、おさえておきたいと思います。

## VDT労働

# ディスプレイ、キーボードをチェックしてみよう

### スウェーデン労組のスクリーンノッチェッカー

VDT作業の作業環境のチェックについては、様々なリストが作成され、利用されているが、職場で実際に使用している労働者が手軽に興味をもって使えるものが意外と少ない。ここでは、全スウェーデン月給制労働者組合(TOC)の「スクリーンチェッカー」を紹介する。このチェ

ックリストは、名前のとおり画面とキーボードのチェックのために作られたもので、自分の利用しているVDT装置を簡単に点検できるようになっている。最初の説明文ではその使用方法について、次のように述べられている。

「今日使用されているVDTは作

業環境の適性さに関して著しく多様です。あまりにも多くのVDTが不適正なために、それらは直ちに、新しい、環境面で良好なものと交換されるべきです。しかし、労働者にとって自分が使っているVDTの品質を解明することは今まで困難でした。まさしく、これがスクリーン・

チェッカーの作られた理由です。これは作業環境にとって最も重要な画面とキーボードの特性を評価するために十分なデータを直ちに与えてくれます。販売元から補足的な情報を得ることによって、VDT作業環境の一般的な評価をするのに十分な情報をスクリーン・チェッカーは与えてくれます。このスクリーン・チェッカーは、第一に、現在使用されている機器の点検・評価用として作られています。新しい機器の購入時の役に立てることもできます。」

スクリーン・チェッカーの実物は全質問に簡単に答えられるように透明の用紙を使った特別な定規や、物差しがついていたり、図や絵を用いた、実に分かりやすく興味深いものとなっているが、ここでは全て省き質問項目だけの紹介にとどめている。

また、このチェックリストのもう一つの特徴は、販売者やメーカーの情報も重視してをおり、チェックし

た結果を送りつけるように指示している。読者の皆さんが職場で点検する際の参考にしていただきたい。

なお、このスクリーン・チェッカーの版權はT O Cにあり、日本語版は滋賀医大の西山勝夫氏の訳によるものであるが、現在、日本での出版も検討されているとのことである。

### 1. 画面の大きさ

たまにしかVDTを使用しない場合12インチの画面で十分です。かなり集中的に入出力を行う場合、少なくとも14インチが必要です。(12" = 305 ■ 14" = 355 ■)

【質問1】画面の大きさは充分ですか。

「はい・いいえ」

### 2. ちらつき

画面の輝度を最高にして、少なくとも五行を文字で埋めつくさない。そして、ディスプレイの前に坐り、目の隅のほうに画面が見えるように画面の横側を見て下さい。

【質問2】画面のちらつきはみえませんか。

\* 「はい・いいえ」

### 3. 画面の明るさ

明るい地に暗い文字の画面(陽画)が通

常の定型事務と事務環境に最適であり、大半の場合好まれます。

【質問3】画面は陽画表示を有していますか。

\* 「はい・いいえ」

### 4. 文字の鮮明度

低品質の画面、あるいは、まずい調節がなされた画面は、中央の文字に比べて、端の文字が不鮮明となる。これを、左に示すような文字群を中央と四隅に入力してください。

CGXK118  
UVDQARB  
Z2HMS53

【質問4】いずれの文字も鮮明ではっきりみえますか。

\* 「はい・いいえ」

### 5. 文字の色

明るい地に黒い文字が推奨されます。暗い地の場合、文字色は、カラー尺度の黄(あるいは緑)の尺度内にあることが推奨されます。視感度の端の方にある赤や青は避けるべきです。カラーディスプレイは文章表示にも適しません。今日の技術力では、カラー画面は30%程度の文字鮮明度しか得られません。 — 尺度は省略 —

【質問5】(暗い地の画面では)文字は黄色

(あるいは緑)ですか。

【質問5】(明るい地の画面では)明るい地

(あるいは緑)ですか。

【質問5】(明るい地の画面では)明るい地

(あるいは緑)ですか。

【質問5】(明るい地の画面では)明るい地

はちょうどよい明るさですか。

「はい・いいえ」

## 6. 文字のデザイン

ある種の文字は混同されやすい画面があります。これは、例えば、G-G-X-K-D-O-O、B-B-S-S について言え、非常に類似しています。

【質問6】画面上の文字は全て容易に識別で

きますか。 \* 「はい・いいえ」

## 7. 文字の大きさ

60 cm の視距離で、容易に読み取れるためには 3.84.5 mm の高さでなければなりません。

【質問7】大文字の高さは限界域内にありま

すか。 \* 「はい・いいえ」

## 8. 行間隔

左図のように小文字を入力してください。文字が容易に識別できるためには行間隔は十分大きくなければなりません。例えば、左に例示してあるようにある行にあるアセンダがその上のディセンダに食い込んではいけません。

nmvuaec  
f tygqjp  
xkhhxkh

【質問8】行間隔はちゃんと分かれていますか。

\* 「はい・いいえ」

## 9. 残像

文字が消えるのに時間がかかりすぎ、消去された文章のゴースト（残像）が見える画面があります。

【質問9】消した文章は画面から十分に早く

消えると思えますか。

「はい・いいえ」

## 10. 反射

画面からの反射は読み取りを困難にし、不適切な椅座姿勢を招きかねません。これを検査するために、着衣の明るい部分、あるいは、白い紙が画面によって反射されるかどうかを見て下さい。

【質問10】文章の読み取りを妨げるほど反射

は多くないですか。

\* 「はい・いいえ」

## 11. 画面の枠

画面の縁の色は画面自体の色と著しく異なっていないけません。画面表面と周辺の間の色調変化はおだやかなものでなければなりません。尺度によって比較できます。明るさがこの尺度で三段階以上になってはいけません。 — 尺度は省略 —

【質問11】画面表面と枠の明るさの差は尺度

で三段階以内ですか。

「はい・いいえ」

## 12. 画面の傾斜

適切な視線の向きを保証し、かつ、反射を避けるためには、画面の傾きが容易に調節できることが重要です。上向きに20度、下向きに5度は傾けられるべきです。

【質問12】傾斜調節の条件は満たされていますか。

すか。 \* 「はい・いいえ」

## 13. 画面の上下の調節

机上面において画面の上端は三七〇から五二〇mmの範囲で容易に調節できるべきです。

【質問13】上下調節の条件は満たされていますか。

すか。 \* 「はい・いいえ」

## 14. キーボードの分類

適正な作業姿勢をとるうえで、キーボードが画面から分離されていることは不可欠です。

【質問14】キーボードは画面から分離できま

すか。 \* 「はい・いいえ」

## 15. 手の支持

キーボードの手前縁は机上面、あるいは、キーボードの拡張された手前縁のどちらかによって手が適性に支持されるように設計されているべきです。

【質問15】キーボードは手を適度に支持できるように設計されていますか。

\* 「はい・いいえ」

## 16. 安定定性

キーボードは安定していて、机の上で滑ったり、がたついたりすることなく、きちんと安置されなければなりません。キーボードを試してみなさい。

【質問16】キーボードは使用中安定していますか。  
\*「はい・いいえ」

## 17. キーボードの高さ

快適な労働条件のために、キーボードの下から二段目のキーの高さは机上面から30mm以上となつてはいけません。

【質問17】あなたのキーボードは条件を満たしていますか。  
「はい・いいえ」

## 18. キーボードの傾き

打鍵面の傾きは5〜11度であり、好ましい角度に調節できるべきです。

【質問18】キーボードの傾きは条件を満たしていますか。  
「はい・いいえ」

## 19. 取立日

キーボードには不要にやかましいものがあります。

【質問19】打鍵時のかたかたという音はいらいらさせるほどではないですか。  
「はい・いいえ」

## 20. キーボードの反射

反射を避けるために、キーはマット処理され、明るい表面に暗い刻印がされている

べきです。キーに光をあて、反射を調べてください。

【質問20】キーの反射は読み取りを妨げるほどではありませんか。  
\*「はい・いいえ」

## 21. キーの大きさ

キーの大きさは12〜15mmであるべきです。

## 22. キー間隔

あるキーの右端と隣のキーの右端の距離は18〜20mmであるべきです。

【質問22】キー間隔は範囲内にありますか。  
「はい・いいえ」

\* 「はい・いいえ」の上に\*印がしてある質問は、最も優先される、可読性とキーボードのデザインに関する質問で、すべてに「はい」に○印がつけられるべきです。これらの条件が満たされないならば、現在使われている機器の交換の検討を要す理由となります。

関西労働者安全センター安全衛生学習シリーズ

パンフレット

# 胸部集検について

## 放射線被曝の『損』と『得』

◇ 健診における放射線被曝を考えよう。◇

B5版 14ページ 一部 100円（送料含む）以上一部増えるごとに50円増

# 前線から

## 檀原労災職業病

### 対策センター 設立

奈良

たしとてく  
相談窓口 開設

檀原労災職

業病対策セン

ターの設立集

会が、十一月

二八日午後五

時三〇分より

檀原文化会館小ホールにお

いて二〇〇名を集めて開催

された。

まず、主催者を代表して

松原弁護士があいさつ、加

納市教組委員長が基調報告、

規約の提案を行った。それ

によれば、これまで、安全

衛生・労災職業病の取り組

みが遅れてきたことへの反

省から、センター設立に向

けて、檀原市労協を中心に

医師、弁護士を加えた研究

会を設置し、一年間討論を

重ね、この日の設立集會に

至ったということである。

中桐伸五自治労顧問医師

の記念講演のあと、鬼頭全

金光洋自動機書記長から、

教宣・相談活動、職場点検

活動、労災認定支援等の具

体的活動方針の提起が行わ

れ、集會を終えた。翌日は

早速相談窓口を開設したと

ころ、三件の相談がまいこ

んだということである。

センターは、当面は檀原

市を中心とした活動を、そ

して、将来的には奈良県下

全体をも展望したいと大き

な構想を描いている。関西

労働者安全センターは、今

回の檀原労災職業病対策セ

ンターの設立を喜ぶとも

に、今後、奈良における労

災職業病闘争の拠点として

発展していかれることを心

から期待しています。

なお、同センターは当面

檀原市職労内に事務局を設

置しており、連絡先・相談

窓口は、

TEL〇七四四二一三一八七九二

役員構成は次の通り

運営委員会委員長

加納芳鉦 (檀原市教組)

同 副委員長

松原 雄 (弁護士)

同 事務局長

辰西 正 (全電通檀原)

同 事務局次長

関 治 (檀原市職労)

同 委員

平沼 諭 (檀原市議)

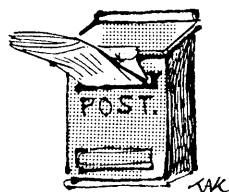
宮本利和 (檀原市職労)

同 会計

竹谷康則 (檀原市職労)

同 会計監査

内橋裕和 (弁護士)



# 高 槻

## 「養護学校教員の腰痛・ケイ肩腕」

### 公務災害認定申請へ

高槻市教職員組合市立養護学校分会では、昨年より準備してきた教員の腰痛、頸肩腕の公務災害認定申請を、いよいよこの一月に行うことにしている。

同校は重度・重複の障害をもった児童、生徒の教育を受ける権利を保障すべく一九七三年に設立された市立の養護学校で、現在、肢体不自由児のクラスには二十五人の児童、生徒が通学している。その中で教員は、登下校の介助に始まり、学習指導、運動機能訓練、給

食指導、トイレ指導など、子供が学校にいる間中まったくの連続作業を強いられ

ている。しかも、その作業はただでさえ無理な姿勢の多い介助作業に加え、教育活動としての指導であることによっては、更に厳しい作業条件となっている。そうした中で、ほとんどの教員が肩、腕、腰などに慢性的な痛みを訴えるという状態が発生し、今回の公災認定

申請に至ったのである。障害児教育運動の発展を地域と共に取り組み、かちとってきたのが同校の教育であるが、今後は忘れられがちであった教員の作業条件についても、その運動の一分野として組み込む必要が出てきている。

# 東 京

## コスト削減・合理化はいのちの軽視だ

放射線被曝基準緩和に反対する交流会

前号で詳しく報告したように、政府は、放射線被曝規制の大幅緩和を策動している。こうした動きに対して、この間、緩和反対を大

会決議し、労働省交渉を行ってきている全国金属労働組合がよびかけた「放射線被曝基準緩和に反対する交流会集會」が、総評・安全セ

ンター主催「労災・職業病防止中央研修会」第一日目の十一月二七日、総評会館で行われた。集會では、菅井益郎氏(国学院大学)が専門家として解説を加え、改めて反労働者の問題点を確認した。

また、日本労働者安全センターの信太氏は席上、この問題への取り組みを強めていきたいと述べた。

今回改訂の具体的方針は、昨年七月放射線審議会の関係省庁への意見具申で示され、現在、政府は法令案具体化作業を終わろうとしている。主な改悪点は、①線量規制値の引き上げ、②個人被曝線量測定、環境測定、健康診断の省略、簡略化、③測定記録のスソ切り（個人記録は〇、五レム以下は〇とする、など）である。その目的は、コストの削減、合理化であるが、裏を返せば、いのちの合理化にはならない。こうした労働者の生命と健康を軽視した被曝規制緩和は、断じて阻止する必要がある。安全センターも積極的に取り組んでいくこととしている。

# 労災職業病学習交流集会

## 労災・職業病闘争の

### 輪を強化拡大しよう

大阪

十二月九日、大阪PLP 会館において総評大阪地評 労職対主催による「労災職業病学習交流集会」が開催され、約二〇〇名の参加があった。各単産の報告の前に労職対阿部事務局長より本集会の意義について、現在あらゆる職場において合理化——人減らしが行われ一方では労働行政の反動化が進行する中において労働者の生命と健康がますます脅かされている。そのような状況をすべての単産、単組の労働者が認識し、労災

府本部（自治体労働者の安全闘争）、国労大阪地本（動力車乗務員の健康追跡調査）、住之江競艇労組（競艇労働者の安全闘争）、針灸訴訟を支援する会（準）（針灸治療制限反対）

また、本集会のメインテーマである振動病治療の制限問題について、奈良県立医科大学公衆衛生の車谷典男氏より、今回の打ち切り通達の医学的根拠とされた「調査報告書」（八名の御用医師が作成）に対する批判を中心にした特別報告もなされた。

職業病闘争の輪を大阪全域で強化拡大していく、との基調報告がなされた。そして当面の課題として、現在政府・労働省によってかけられている振動病への大弾圧に対する反撃を大阪で開始していく決意が述べられた。

集会で報告された団体及び内容は以下の通り。

全林野大阪地本（振動病打ち切り阻止）、全港湾大阪支部（じん肺闘争）、全金大阪地本（放射線被曝基準緩和反対）、自治労大阪



# 梅本難聴裁判

## 東 南 原告推せん鑑定人の 証人尋問

全金松本製作所支部が会社を相手に闘っている組合員梅本氏の難聴裁判において、十月三十一日、十二月十七日と車谷典男医師（奈良医大）（原告推薦鑑定人）の証人尋問が行われた。次回二月十九日には、被告側による反対尋問の残りが行われる予定である。

裁判においては、これまで四つの鑑定が出ているが、鑑定人が証言台に立つのはこれがはじめて。車谷鑑定は、再現実験による騒音の推定を行い、これに基づい

ているが、再現実験を行ったのは車谷鑑定だけである。証人尋問では、鑑定の内容、意義について詳細に展開され、なかなか被告弁護士も反対尋問に苦慮している様子が見える。

て、被告会社において難聴を発症した可能性が高いと結論づけている。のこり三鑑定のうち、一つは被告会社に責任あり、他の二つは被告会社に責任なし、とし

解修理、設置等に従事する労働者である。同氏は、昨年十一月六日、兵庫県にある製紙会社に液送ポンプの分解修理に同僚と二人で出張していたが、午後三時半頃、急に気分が悪くなり同僚にかつがれ屋外に出された。しばらく様子を見るも容体は回復せず、救急車にて近くの病院に運びこまれ脳内出血と診断された。

も頑張っていきたい。

## 大阪

# ポンプ解体修理中の 脳内出血

全金桜製作所支部

全金桜製作所支部（大阪市淀川区）の組合員である

細川弘海氏（五六歳）は、同製作所でポンプ製造、分

# 放送技術者の心筋梗塞

## 労基署が現場調査行う

大阪

NHKの放送技術労働者であったNさんの心筋梗塞について、労災申請している件について、去る十二月十二日中央労基署が現場の調査を行った。

Nさんは、局外番組担当の放送技術者で、特にマラソン、国体などの中継の技術責任者として活躍していた。また、被災した時期は所属部のデスクとしての業務も兼務し、多忙を極め、直前に自宅で夜中に風呂敷残業も行っていたことが判っている。そんなある日に

奈良で国体準備に一日を費

やし、若手技術者に頼んで

いた翌日の早朝からの業務

の準備ができあがっているかどうか念のため確認に大阪放送局にもどったところ、全くできていないことが判り、直ちに準備をおこなった。その後、自宅に帰って約一時間後に発症したのである。

日放労関西支部では、局外放送技術者の勤務の過激

さと、直前の数カ月の仕事量の増加、さらに直前の強い精神的、肉体的負担を理由としてあげ業務上災害としての認定をかちとる取り組みを続けてきた。今後、労基署の調査を進めさせ、業務上認定をかち取る決意である。

# 郵政合理化の中で

## 運送労働者が

## 心筋梗塞死

大阪

昨年一月三十一日、(株)日

本郵便通送大阪支店大淀宮

業所の労働者であった三宅

武氏は、郵便物の積み込み

作業を終え、午後四時頃、

運転監理室に帰り同僚数人

と長椅子にすわり話をして

いたところ、急に前かがみ

に倒れた。すぐ救急車で近

くの病院に運びこまれ治療

を受けたが、その甲斐なく同日午後十時五十分死亡した。傷病名は「心筋梗塞」であった。

同職場では、一九八〇年十一月にも労災死亡事故(脳内出血)が発生してお

り、全通大阪日通支部、安全センターが共同して連日行政との団体交渉をくりかえし、業務上認定をかちとった。その認定闘争に取り

組んでいた頃から、日通職場では合理化の攻撃が強まってくる。そして一九八三年の春には、第二臨調の最終答申で郵政事業に対する大合理化攻撃が打ち出されてくる。その中でも日通は運送部門の業務委託で全体の七〇%のシェアをもって、いるということ、それ以降本格的に合理化攻撃が開始されていく。

今回の三宅氏の心筋梗塞死も、そのような状況にあつて年々悪化していく労働条件の中で発生した明らかなる。これまでの調査をもとに一月中にも労災申請を行う予定である。

## 東大 阪

### 働く者に健康を！東大阪連絡会

#### 騒音性難聴について報告

(全金松本製作支部)

働く者に健康を！東大阪連絡会は、十一月二七日、

第八回定例交流会を行った。

この日は、全金松本製作支部が、騒音性難聴について報告を行った。支部では、

組合員の梅本氏を原告として、会社を相手取り損害賠償をもとめて労災裁判を行

っており、この梅本裁判を

中心とした報告だった。その経過報告とあわせて、騒

音性難聴の病像が解説され

た。騒音性難聴の場合、比較的高い音、すなわち四千

Hzぐらいから聞こえにくく

なってくるため、耳なりな

どがなければ、はじめはあ

まり不便を感じないが、そ

れだけに逆に注意が必要な疾病である。難聴には、現

在有効な治療方法がないの

で、その点からも、騒音職

場においては、定期検診、

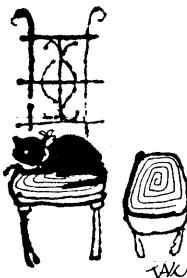
騒音測定を実施し、騒音を

軽減するなどの発生源対策

をはじめ耳栓をできるだけ使用して予防に努める必要がある。また、使用者の責任として退職時の検査は必ず行わせて、労災申請をするなどの取り組みも必要で

ある。

連絡会は、今年二年目に入る。今年は組織の充実を目指すとともに、さらに地域の様々な層の人とのつながりを広げていきたいとしている。



# 大阪

## VDT労働の安全衛生

### 対策学習会を主催

#### 『眼精疲労』を焦点に

十二月五日、大阪市立労働会館にて「VDT労働の安全衛生対策学習会」を安

全センターの主催で開催した。今回は、VDT作業の健康障害の中でも最も話題になる「眼精疲労」に焦点をあて、このほど放送局の労働者の健康調査結果を発表した、宇土博氏（広島大衛生、広島労職研）を招いて講演をお願いしたものである。

講演内容は、VDT作業と健康の関連や、作業環境の問題について、現在問題

になっている点についてトータルに述べた後、目の構

造やVDT作業中の機能について解説された。特にプロジェクターを用いての学習は参加者に好評であった。講演の最後で、最近スウェーデンの労働組合が作ったVDTチェックリストについて解説し、各職場でのチェックを促した。

参加者には、新聞の案内などを見て参加した人も多く、五〇人規模の会場は一杯になり、この問題の関心の高さを示した。今後も安全センターではこうした専門別の学習会を企画していきたいと考えている。

# 東 南

## 全金東成生野ブロッグ

### 「労災と認定」

#### をテーマに学習会



十一月十三日、全国金属

東成・生野ブロッグは、ヤマト産業食堂において、安

全衛生学習会を開催した。

この学習会は毎年秋、定期的に行っており、今年は、

「労災と認定」がテーマ。

講師として安全センターから、西野が参加した。

昨年、一昨年は、具体的な疾病を取り上げてきたので、今回は、基本的なこ

ろを学習しようとなったものである。話は、業務上災害、通勤災害の定義にはじまり、後半は、具体的な認定事例を多数紹介しながら、認定のポイント、認定基準の問題点についての解説が行われた。講演の後、質問も多数出され、最後まであきない学習会であった。

ちょうど年末闘争の時期とも重なったため、各支部報告、アジア金属と小林電

器からは争議支部報告も合  
わせて行われ、最後に団結  
ガンバローを三唱して散会  
した。



## 吹田

# 教職員の健康実態 アンケート調査実施へ

### ・吹田市教職員組合

吹田市教職員組合が、教  
職員の健康実態についてア  
ンケート調査を計画してい

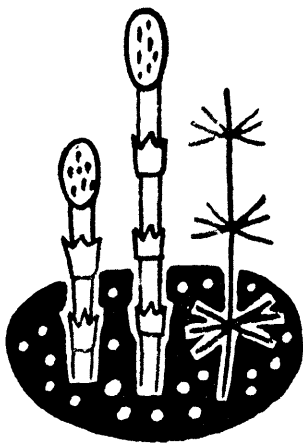
る。  
教職員の健康については、  
話題にはのぼることがある

ものの、実態を正確に把握  
し、対策をこうじるとい  
ことはほとんど行われてこ  
なかった。しかし、現実  
は、社会的にも教育に関す  
る関心が高まり、いじめな  
ど様々な問題が山積し、  
教職員にたいする負担が強  
まっているという現状があ  
る。こうした中で、循環器  
系の疾患など、いわゆるス  
トレス疾患が多発している  
といわれている。

また、養護担当教員の運  
動器系の疾患についても、

他の職種に較べて見過ごさ  
れがちで、この点について  
も問題が多い。

吹田教組では、二月中旬に  
アンケート調査を実施し、  
五月中には一定の結果をま  
とめる予定であり、センタ  
ーとしても協力していくこ  
とになっている。





# 胸部レントゲン撮影を考える

放射線被曝と労働研究グループ

## I 結核

大きな成果をあげるようになった。

のである。

### 結核の

#### 治療・予防

結核の治療といえ、以前は転地やサナトリウムでの安静療法が直ちに連想されたが、現在も治療の基盤となるのは大気・安静・栄養療法とされる。即ち、新鮮・温暖な大気の中、適切な安静を守って栄養を充分とることである。

これに加え一九五〇年代から化学療法が結核に用いられるようになり、

一般に化学療法とは対症療法に対して使われる言葉である。対症療法が「熱を下げる」「下痢を止める」「咳をおさえる」等、症状をやわら

実際の病気の治療では、化学療法剤と対症療法薬のどちらが欠けてもいけないし、また患者自身の回復力が最も大きな力であるが、歴史的に見て、結核を押さえこむのに、化学療法剤が大きな力を発揮し続けていることは、誰しも認めるところであろう。

げ、おさえこむ療法であるのに対し、病気の原因に働きかけそれを取り除く療法を原因療法と言い、化学療法は原因療法の中でも最も重要な療法である。具体的には化学療法は病原微生物に対し直接にはたらきかける物質を使って病気を治そうとする。つまり化学療法剤とは抗生物質等为代表される病原微生物に作用してこれを押さえこむ働きをもった薬剤な

化学療法剤には、抗生物質系のもと、それ以外の化学物質がある。抗生物質は、ペニシリンが青カビから得られたように、カビや菌類等の微生物が産出する物質で病原細菌を押さえこむ作用を持っているものを

精製して得られる。最近は同様の物質を化学合成することが多い。

抗結核薬においても、抗生物質系のストレプトマイシン、カナマイシン、サイクロセリン、リファンピシン等と、それ以外のイソニアジド、パラアミノサリチル酸、ピラジナミド、エチオナミド等がある。

これらは単独使用では耐生菌を生じ易いので、二、三種の薬剤の併用療法を行うのが一般的である。従来ストレプトマイシン・イソニアジド・パラアミノサリチル酸の三者併用療法が原則とされ永い間使用されてきた。近年、すぐれた抗生物質リファンピシン・イソニアジドの二者併用療法がすすめられるようになった。この化学療法の画期的な点は、従来の療法にくらべ、治療期間が著しく短縮できる点だと言われている。化学療法は病気の原因を除くという原理的にすぐれた療法であるが、言うまでもなく薬剤の副作用を無視

することはできない。右記の薬剤にも聴覚障害、脳神経障害、胃腸障害、肝機能障害、腎障害等の副作用がおきる場合がある。

化学療法の外に有力な治療法として外科的療法がある。菌の活動により肺組織が崩壊し空洞が形成されているような例では、薬剤はその空洞内に有効に働きかけることはできない。このような場合でも適切な外科的療法が利用できれば治癒が期待できる。

外科的療法は大別して肺切除・空洞吸引・肺虚脱の三療法からなる。肺切除は肺の結核病巣そのものを切除するもので、技術的にも近年大きな進歩をとげ、外科的療法の中でも最も重要な療法である。空洞吸引は体外から肺の空洞まで針を通し、空洞内容の吸引と薬剤の注入を行うものであるが、通常何回も繰り返す必要がある。肺虚脱は、結核に侵された側の肺をなんらかの方法（例えば

肺と胸廓の間に空気を注入する人工気胸法、肋骨を多数切除して胸廓を變形させてしまふ胸廓成形法）で圧迫萎縮させる。これにより空洞の縮小をはかり、病巣の血流や酸素量を少なくして菌の増殖を押さえ、菌毒素の吸収も減少させようというものである。

これらの外科的療法のいずれにおいても、化学療法の併用が必要で、空洞吸引では直接化学療法剤の注入を行うが、他の二法でも術前術後に長期の化学療法を行う。

結核予防の重要な手段としては、本論の主題である胸部間接X線撮影の他に、ツベルクリン反応とBCGのことについて述べておく必要があるだろう。



ツベルクリン反応検査は、胸部X線間接撮影と並んで、集団検診の柱となっている。ツベルクリン反応（ツ反）は、結核菌初感染後、数週間目以降にあらわれる結核に対する人体の過敏反応（ツベルクリン・アレルギー）である。ツベルクリン液を一定量皮内に注射し、四八時間後に判定すると、結核菌に感染している場合は発赤・硬結・水泡等の反応があらわれる。発赤の直径10mm以上を陽性と判定する。

ツ反は感度が鋭く（つまり言いかえると、結核に感染しているのにツ反が陰性だということがまれである）信頼性、安全性、経済性にすぐれた検査として、集検に広く利用されてきた。現在は小学一年生、中学一年生の集検にまずツ反が利用されている。

但し、ツ反は結核に感染しているかどうかを判定する為にすぐれたものであるが、既に感染している者が、

結核の発病をしているかどうかの判定ができるわけではない。言いかえれば病状診断の意義はない。例えば成人はほとんどが結核菌に感染済であるから、成人にツ反検査を行っても全員が陽性を示すだけで診断上の意義は何もないわけである。

さて、ツ反で陰性の者、すなわち結核未感染と考えられる者に日本ではBCGの接種を行う。現在は〇〇三才児、小学一年生、中学一年生のツベルクリン反応陰性者に対して接種される。

BCGはフランスのカルメットとゲランの作った弱毒化された牛型結核菌である。彼らは一九〇八年から十三年間かけ、菌を植え継いで二百三十代目に発病する力のない菌を得ることに成功した。しかしこの菌を接種すると結核菌の感染に対する発病率は二分の一、五分の一に低下し、更に重い型での発病はほとんどなくなった。つまりこの菌を接種するこ

とで結核に対する免疫を得ることができたのである。この菌は「カルメットとゲランの菌」の頭文字をとってBCGと名付けられた。

このようにBCGは結核菌の感染前に免疫をあらかじめ付与しておく為に接種する。日本では前に述べたように、ツベルクリン反応陰性の者に一定の時期に接種するように定められている。効果は十数年持続する。副作用については、皮膚に残る接種のはん痕は接種法の改良により激減した。リンパ節炎を時におこすが、多くは自然治癒すると言われている。

ツ反をしてすでに結核菌感染をおこしていることがわかり、しかも発病の危険性の高い場合は、予防的に化学療法を行うことがある。現在は三才未満で確実に感染した者と、十五才未満の感染者で発病の危険の多い者に結核医療として化学療法による予防が行われている。



# まだまだ広まっていない通災の正しい理解

## 合理的な経路、方法は一つとは限らない

「自動車で出勤する途中で事故にあった。しかし、会社への届け出は電車でかようことになっているから通勤災害にはならないなあ。」

この間違いが多いことは、すでにこのコラムの第一回でふれた。しかし、この間違った理解は筆者の想像以上に多いことが最近判ってきた。

とくに、組合員の相談を受ける立場の労働組合役員が間違った理解をしていることが多いのは重要である。正当な権利を行使する前の段階で、自分から勝手に遠慮するようなことになっては実につまらない。

あらためて答えておくと、・・・  
労災保険法第七条第二項は、「通勤とは、労働者が、就業に関し、住居

と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することを行い、業務の性質を除くものとする。」と規定している。この「合理的な経路」とは、時間的にも距離的にも経済的にも、一般に合理的と認められる経路のことをいう。つまり、一つ

である必要はなく、例えば共稼ぎ労働者が子供を保育所にあずけるためにとる経路は、そういう立場の労働者であれば、当然、生活上とらざるを得ない経路なので、合理的な経路となる。また、「合理的な方法」とは、一般に労働者が用いると認められる方法をいい、具体的には鉄道やバス、自動車、自転車など通常用いられる方法ならば認められ、その労

働者が平常用いているかどうかは関係ない。したがって、通勤手当のための届と同一である必要はまったくない。

民間労働者の場合は、労基署へ問い合わせようという間違いからのがれられることも多いようだが、公務員になると問い合わせる先（つまり市当局）自身が間違った理解をしていることがある。この場合はどうしようもなく間違いが拡大していくことになってしまう。どうして、こうした間違いがおこるのか、その理由をさぐってみると、公務災害の場合には申請書類に添付しなければならぬ書類の一つに、届け出の通勤経路のコピーが含まれていることにある

ようだ。だから、自治体の担当者自身が勘違いを起こしてしまうことになるのである。基金は、わざわざ基準について通達をだしているのに、自治体の末端の担当者にまで理解がいきとどかないのはどうしたことだ

ろうか。早急に改善策が必要と思える。そうこう考える相談がいくつあった年末のある日、筆者が某労働組合の権利手帳をなにげなくみていると、「通勤届と異なる経路、方法で

は通勤災害とは認められない」と堂々と書かれているのを発見した。通勤災害の補償制度ができたのが一九七三年、まだまだ理解は広まっていない。

## 年末カンパへのご協力 ありがとうございました

皆さまにおかれましては、年明け早々、様々な取り組みにお忙しいことと存じます。また、日頃からの当安全センターに対する御指導、御支援に対し心よりお礼申し上げます。

さて、昨年末より皆さまにお願いしてまいりました一九八六年末一時金カンパは、一月十四日現在で二、〇五四、四〇二円という多額のカンパが寄せられ、皆さまの厚意に対し深く感謝している次第です。と同時に、この多くの厚意は皆さまの安全センターへの激励、期待と受けとめ、一九八七年における労災職業病闘争の更なる発展強化、そして拡大をはかっていくことを役員一同決意しております。

労災職業病問題におきましては、昨年は労災保険法の改悪にはじまり労災長期療養者への保険給付を一斉に、しかも全国で数千人という大量の打ち切りを行うなど、政府・労働省のやり口は筆舌につくしがたいものがあります。その上、今年は労働基準法の抜本改悪さえもくろんでいます。「不景気だから、経営不振だからしょうがない」などと、すべてに妥協していたら生命さえ奪われかねないのが今日の状況です。一九八七年、安全センターは、労働者のいのちと健康を守るため、労災職業病闘争の更なる強化をめざし頑張る決意です。

重ねて、八六年末一時金カンパへのお礼を申し上げます。

# 十一月二十一日の新聞記事から

十一・三 国労脱退で悩んでいた焼津駅の営業係が自宅で首つり自殺(静岡)

十二・二一

十一・四

バス走行中、運転手が心臓発作で意識を失い橋の欄干に激突、客三人が軽傷、運転手は一時間後に死亡(兵庫)

ピアノ練習のため通勤途中に寄り道をして交通事故故死した中学校講師の通勤災害裁判で、高松高裁は一審判決を取り消し、遺族の逆転敗訴に

十一・九

古くなつた粉末消火器を処分中、突然破裂しあご付近を直撃された会社員が脳挫傷で即死(加古川)

霧で渋滞していた名阪国道で、大型トレーラーがトラックに追突、計十一台の追突事故になり一人死亡、一人が重傷(天理)

十一・二一

鉄道管理局の機関区助役が遺書で仕事の悩み訴え自宅で首つり自殺(盛岡)

十二・二四

釣り客七人を乗せた瀬渡し船が、防波堤ブロックに激突、転覆し船長と他一名が死亡(鹿児島)

十一・二七

オルガン演奏中に脳動脈りゅう破裂で急死した保母の公務災害認定をめぐる訴訟で、神戸地裁は「見学者を前にして緊張し血圧が上がった」とし、公災認定

東海村の動燃再処理工場で、放射性物質を取り扱う際使用するゴム手袋に小穴があき作業員一人がプルトニウム被曝

十一・二九

府道交差点でバスとダンプカーが衝突、ダンプカーの運転手が内臓破裂で死亡、乗客ら十八人がケガ(富田林)

十二・二八

日立造船大阪工場でコンテナ船の改修作業中、作業員一人が船倉内に転落し重体

十二・一〇

米バージニア州のサリー原子力発電所で冷却水配管が破裂、高温の水蒸気と熱水があふれ作業員八人がやけど、うち二人は死亡

十二・二九

山陰線余部鉄橋から回送車七両が突風にあおられ転落、水産加工場と民家を直撃、女性従業員五人と車掌一人が死亡、六人が重軽傷(兵庫)

## 機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい）いずれでも結構です。

### ● 料金表

部数	料金(年額)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円

部数	料金(月額)
5部	500円
6部	600円
●以上1部増えるごと100円増	

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 95721

(但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必  
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株) 千里印刷 06-351-1127**  
大阪市北区天満橋3-5-28